

三 貸金業法施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第一条 この政令において、「貸金業」、「貸付け」、「貸金業者」、「貸付けの契約」、「極度方式基本契約」、「極度方式貸付け」、「貸金業協会」、「電磁的方法」、「指定信用情報機関」、「指定試験機関」又は「登録講習機関」とは、それぞれ貸金業法（以下「法」という。）第二条第一項から第三項まで、第七項、第八項、第十項、第十二項若しくは第十六項、第二十四条の九第二項又は第二十四条の二十五第二項に規定する貸金業、貸付け、貸金業者、貸付けの契約、極度方式基本契約、極度方式貸付け、貸金業協会、電磁的方法、指定信用情報機関、指定試験機関又は登録講習機関をいう。</p> <p>(貸金業者の最低純資産額)</p> <p>第三条の二 法第六条第一項第十四号に規定する政令で定める金額は、<u>五千万円</u>とする。</p> <p>(利息とみなされない費用)</p> <p>第三条の二の二 法第十二条の八第二項に規定する政令で定める費用は、次に掲げる費用（消費税額及び当該消費税額を課税標準として</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この政令において、「貸金業」、「貸付け」、「貸金業者」、「貸付けの契約」、「貸金業協会」、「電磁的方法」、「指定信用情報機関」、「指定試験機関」又は「登録講習機関」とは、それぞれ貸金業法（以下「法」という。）第二条第一項から第三項まで、第十項、第十二項若しくは第十六項、第二十四条の九第二項又は第二十四条の二十五第二項に規定する貸金業、貸付け、貸金業者、貸付けの契約、貸金業協会、電磁的方法、指定信用情報機関、指定試験機関又は登録講習機関をいう。</p> <p>(貸金業者の最低純資産額)</p> <p>第三条の二 法第六条第一項第十四号に規定する政令で定める金額は、<u>二千万円</u>とする。</p> <p>(新設)</p>

課されるべき地方消費税額に相当する額（次条において「消費税額等相当額」という。）を含む。）とする。

一 金銭の貸付け及び弁済に用いるため債務者に交付されたカードの再発行の手数料

二 法の規定により金銭の貸付けに関して債務者に交付された書面の再発行及び当該書面の交付に代えて電磁的方法により債務者に提供された事項の再提供の手数料

三 口座振替の方法による弁済において、債務者が弁済期に弁済できなかつた場合に行う再度の口座振替手続に要する費用

（利息とみなされない現金自動支払機その他の機械の利用料の範囲）

第三条の二の三 法第十二条の八第二項第三号の政令で定める額は、現金自動支払機その他の機械を利用して受け取り、又は支払う次の各号に掲げる額の区分に応じ、当該各号に定める額（消費税額等相当額を含む。）とする。

一 一万円以下の額 百五十円

二 一万円を超える額 二百十円

（極度額を増額する場合について準用する法の規定の読替え）

第三条の二の四 法第十三条第五項の規定において極度方式基本契約の極度額（貸金業者が極度方式基本契約の相手方に対し当該極度方

（新設）

（新設）

第十三条第三項第一		<p>式基本契約に基づく極度方式貸付けの元本の残高の上限として極度額を下回る額を提示している場合にあつては、当該下回る額を増額する場合（当該極度方式基本契約の相手方の利益の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定めるものを除く。）について同条第二項から第四項までの規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>
当該貸付けの契約	<p>読み替える法の規定</p> <p>第十三条第二項</p> <p>貸付けの契約（極度方式貸付けに係る契約その他の内閣府令で定める貸付けの契約を除く。）を締結しようとする</p>	<p>読み替えられる字句</p> <p>極度方式基本契約の極度額（当該貸金業者が極度方式基本契約の相手方に対し当該極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けの元本の残高の上限として極度額を下回る額を提示している場合にあつては、当該下回る額は、当該下回る額。第四項において同じ。）を増額しようとする</p>
増額後の当該極度方		<p>読み替える字句</p> <p>極度方式基本契約の極度額（当該貸金業者が極度方式基本契約の相手方に対し当該極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けの元本の残高の上限として極度額を下回る額を提示している場合にあつては、当該下回る額。第四項において同じ。）を増額しようとする</p>

第十三条第四項	約を締結した	顧客等と貸付けの契	式基本契約の
	約を締結した	約を締結した	式基本契約の
	当該下回る額	増額後の当該下回る額	
	極度額を増額した	極度額を増額した	

号イ

(貸付けに係る契約に限る。ロにおいて同じ。)に係る貸付けの金額(極度方式基本契約にあつては、

当該下回る額)

増額後の当該下回る額

極度方式基本契約の極度額を増額した

(契約締結前の書面に係る情報通信の技術を利用する方法)

第三条の二の五 貸金業者は、法第十六条の二第四項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該貸付けの契約の相手方となろうとする者又は保証人となろうとする者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た貸金業者は、当該貸付けの契約の相手方となろうとする者又は保証人となろうとする者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該貸付けの契約の相手方となろうとする者又は保証人となろうとする者に対し、法第十六条の二第四項に規定する事項の提

(保証契約締結前の書面に係る情報通信の技術を利用する方法)

第三条の二の二 貸金業者は、法第十六条の二第二項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該保証人となろうとする者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た貸金業者は、当該保証人となろうとする者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該保証人となろうとする者に対し、法第十六条の二第二項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該保証人となろうとする者が再び前項

供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該貸付けの契約の相手方となろうとする者又は保証人となろうとする者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

3 前二項の規定は、法第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項において法第十六条の二第四項の規定を準用する場合について準用する。

(債権を譲り受けた者について準用する法の規定の読替え)

第三条の六 法第二十四条第二項の規定において貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権の譲渡があつた場合における当該債権を譲り受けた者について法の規定を準用する場合における法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第十六条の二第三項	貸金業者は、貸付けに係る契約	貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は、当該債権
第十六条の二第三項第一号	貸金業者	債権を譲り受けた者及び当該債権に係る貸付

の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

3 前二項の規定は、法第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項において法第十六条の二第二項の規定を準用する場合について準用する。

(債権を譲り受けた者について準用する法の規定の読替え)

第三条の六 法第二十四条第二項の規定において貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権の譲渡があつた場合における当該債権を譲り受けた者について法の規定を準用する場合における法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(同上)	(同上)	(同上)
第十六条の二第一項	貸金業者は、貸付けに係る契約	貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は、当該債権
第十六条の二第一項第一号	貸金業者	債権を譲り受けた者及び当該債権に係る貸付

第十七条第七項	(略)		(略)		(略)	
	貸金業者は、第一項	書面の交付又は前項の内閣府令で定める書面の交付若しくは同項の規定により第一項前段若しくは第四項前段の規定による書面の交付に代えて交付する書面の交付	貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は、第一項	書面の交付	貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は、第一項	その極度方式基本契約 その相手方 当該相手方
	前各項に規定する事項又は前項の内閣府令で定める書面に記載すべ	当該債権に係る	第一項から第五項までに規定する	第一項から第五項までに規定する	第一項から第五項までに規定する	当該債権に係る極度方式基本契約

第十七条第七項	(同上)		(同上)		(同上)	
	貸金業者は、貸付け	書面の交付又は前項の内閣府令で定める書面の交付若しくは同項の規定により第一項若しくは第四項の規定による書面の交付に代えて交付する書面の交付	貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は、当該債権に係る貸付け	書面の交付	貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は、当該債権に係る貸付け	その極度方式基本契約 その相手方
	前各項に規定する事項又は前項の内閣府令で定める書面に記載すべ	当該債権に係る	第一項から第五項までに規定する	第一項から第五項までに規定する	第一項から第五項までに規定する	当該債権に係る極度方式基本契約

(略)		第十八条第四 項	(略)	
(略)	、貸金業者	貸金業者は、第一項	(略)	き 、貸金業者
(略)	、当該債権を譲り受け た者	貸金業者の貸付けに係 る契約に基づく債権を 譲り受けた者は、第一 項	(略)	、当該債権を譲り受け た者
		得て した者が既に当該弁済 をした者の承諾を得て いる場合にあつては、 内閣府令で定める手続 を経、又は当該弁済を した者の承諾を得て)		

(同上)		第十八条第四 項	(同上)	
(同上)	、貸金業者	貸金業者は、貸付けの 契約のうち、	(同上)	き 、貸金業者
(同上)	、当該債権を譲り受け た者	貸金業者の貸付けに係 る契約に基づく債権を 譲り受けた者は、当該 債権に係る貸付けの契 約のうち、当該債権に 係る	(同上)	、当該債権を譲り受け た者
		得て した者が既に当該弁済 をした者の承諾を得て いる場合にあつては、 内閣府令で定める手続 を経、又は当該弁済を した者の承諾を得て)		

第二十條第一 項	貸金業を営む者は、貸 付けの契約	貸金業者の貸付けに係 る契約に基づく債権を 譲り受けた者は、当該 債権に係る貸付けの契 約に基づく債権
第二十條第二 項	貸金業を営む者は、貸 付けの契約	貸金業者の貸付けに係 る契約に基づく債権を 譲り受けた者は、当該 債権に係る貸付けの契 約に基づく債権
第二十條第三 項	貸金業者は、貸付けの 契約 (当該貸付けの契約	貸金業者の貸付けに係 る契約に基づく債権を 譲り受けた者は、当該 債権に係る貸付けの契 約に基づく債権 (当該債権に係る貸付 けの契約

第二十條第一 項	貸金業を営む者は、次 の各号のいずれかに該 当する契約については	貸金業者の貸付けに係 る契約に基づく債権を 譲り受けた者は、当該 債権に係る貸付けの契 約が次の各号のいずれ かに該当する場合には 当該債権に係る貸付け の契約
第二十條第二 項及び第三項	貸付けに係る契約又は 貸付けの契約	当該債権に係る貸付け に係る契約又は
第二十條第四 項	貸金業者は、貸付けの 契約 (当該貸付けの契約	貸金業者の貸付けに係 る契約に基づく債権を 譲り受けた者は、当該 債権に係る貸付けの契 約に基づく債権 (当該債権に係る貸付 けの契約

第二十条第三 項第一号	当該貸付けの契約	譲り受けた債権に係る 貸付けの契約
(略)	(略)	(略)

(保証等に係る求償権等を取得した保証業者について準用する法の規定の読替え)

第三条の八 法第二十四条の二第二項の規定において保証業者(法第十二条の八第六項に規定する保証業者をいう。以下同じ。)が保証等に係る求償権等(法第二十四条の二第二項に規定する保証等に係る求償権等をいう。第三条の十において同じ。)を取得した場合における当該保証等に係る求償権等を取得した保証業者について法の規定を準用する場合における法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十二条の七	貸金業者は、	保証等に係る求償権等(第二十四条の二第二項に規定する保証等に係る求償権等をいう。以下この条から第二十二条までにおいて同じ

第二十条第四 項第一号	当該貸付けの契約	譲り受けた債権に係る 貸付けの契約
(同上)	(同上)	(同上)

(保証等に係る求償権等を取得した保証業者について準用する法の規定の読替え)

第三条の八 法第二十四条の二第二項の規定において保証業者(同条第一項に規定する保証業者をいう。以下同じ。)が保証等に係る求償権等(同条第二項に規定する保証等に係る求償権等をいう。第三条の十において同じ。)を取得した場合における当該保証等に係る求償権等を取得した保証業者について法の規定を準用する場合における法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十二条の七	貸金業者は、	保証等に係る求償権等(第二十四条の二第二項に規定する保証等に係る求償権等をいう。以下この条から第二十二条までにおいて同じ

	<p>第十六条の二 第三項</p>	<p>第十六条の二 第三項第一号</p>	<p>第十六条の二 第四項</p>
	<p>貸金業者は、貸付けに係る契約</p>	<p>貸金業者</p>	<p>貸金業者は、前三項 第一項若しくは第二項の貸付けの契約の相手方となろうとする者又</p>
<p>。を取得した保証業者（次条第六項に規定する保証業者をいう。）は、当該保証等に係る求償権等に係る</p>	<p>保証等に係る求償権等 を取得した保証業者は、当該保証等に係る求償権等</p>	<p>保証業者及び保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業者</p>	<p>保証等に係る求償権等 を取得した保証業者は、前項 同項</p>

	<p>第十六条の二 第一項</p>	<p>第十六条の二 第一項第一号</p>	<p>第十六条の二 第二項</p>
	<p>貸金業者は、貸付けに係る契約</p>	<p>貸金業者</p>	<p>貸金業者は、当該保証 契約</p>
<p>。を取得した保証業者（第二十四条の二第一項に規定する保証業者をいう。以下この条から第二十二條までにおいて同じ。）は、当該保証等に係る求償権等に係る</p>	<p>保証等に係る求償権等 を取得した保証業者は、当該保証等に係る求償権等</p>	<p>保証業者及び保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業者</p>	<p>保証等に係る求償権等 を取得した保証業者は、当該保証等に係る求償権等についての保証 契約 、当該保証業者</p>

第十七条第七項	(略)		貸金業者は、 <u>第一項</u>	書面の交付又は前項の内閣府令で定める書面の交付若しくは同項の規定により <u>第一項前段</u> 若しくは <u>第四項前段</u> の規定による書面の交付に代えて交付する書面の交付	当該	前各項に規定する事項又は前項の内閣府令で定める書面に記載すべ	(略)	当該相手方	(略)	権等に係る貸付けに係る契約の債務者	当該債務者
	(略)										

第十七条第七項	(同上)		貸金業者は、 <u>貸付け</u>	書面の交付又は前項の内閣府令で定める書面の交付若しくは同項の規定により <u>第一項若しくは第四項</u> の規定による書面の交付に代えて交付する書面の交付	当該	前各項に規定する事項又は前項の内閣府令で定める書面に記載すべ	(同上)	(同上)	権等に係る貸付けに係る契約の債務者	(同上)	保証等に係る求償権等 を取得した保証業者は、 <u>当該保証等</u> に係る求償権等に係る貸付け	書面の交付	当該保証等に係る求償権等に係る	第一項から第五項までに規定する
	(同上)													

第十八条第三項	(略)	貸金業者は、極度方式貸付けに係る契約又は当該契約の基本となる極度方式基本契約	貸金業者は、極度方式貸付けに係る契約又は当該契約の基本となる極度方式基本契約	貸金業者	き
	(略)	保証等に係る求償権等(当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約が極度方式貸付けに係るものに限る)を取得した保証業者は、当該保証等に係る求償権等又は当該保証等に係る求償権等	保証等に係る求償権等(当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約が極度方式貸付けに係るものに限る)を取得した保証業者は、当該保証等に係る求償権等又は当該保証等に係る求償権等	、当該保証業者	
		承諾を得て	承諾を得て(当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業者が既に当該弁済をした者の承諾を得ている場合にあっては、内閣府令で定める手続を経、又は		

第十八条第三項	(同上)	貸金業者は、極度方式貸付けに係る契約(貸金業者は、極度方式貸付けに係る契約(貸金業者	き
	(同上)	又は当該契約の基本となる極度方式基本契約)	又は当該契約の基本となる極度方式基本契約)	、当該保証業者	
		承諾を得て	承諾を得て(当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業者が既に当該弁済をした者の承諾を得ている場合にあっては、内閣府令で定める手続を経、又は		

第十八条第四 項			貸金業者は、第一項 、貸金業者	その者に	当該弁済をした者の承 諾を得て)
	得て				
		得て（当該保証等に係 る求償権等に係る貸付 けに係る契約を締結し た貸金業者が既に当該 弁済をした者の承諾を 得ている場合にあつて は、内閣府令で定める 手続を経、又は当該弁 済をした者の承諾を得			

第十八条第四 項			貸金業者は、貸付けの 契約のうち、 、貸金業者	その者に	当該弁済をした者の承 諾を得て)
	得て	債権			
		得て（当該保証等に係 る求償権等に係る貸付 けに係る契約を締結し た貸金業者が既に当該 弁済をした者の承諾を 得ている場合にあつて は、内閣府令で定める 手続を経、又は当該弁 済をした者の承諾を得	当該保証等に係る求償 権等		

第二十條第三項第一号	当該貸付けの契約に基づく	(当該貸付けの契約 償権等 保証等に係る求償権等	、当該保証等に係る求償権等
(略)	(略)	(略)	(略)

(受託弁済に係る求償権等を取得した受託弁済者について準用する法の規定の読替え)

第三條の九 法第二十四條の三第二項の規定において受託弁済に係る求償権等(同項に規定する受託弁済に係る求償権等をいう。第三條の十一において同じ。)を取得した場合における受託弁済者(同項に規定する受託弁済者をいう。)について法の規定を準用する場合における法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第十六條の二第三項	貸金業者は、貸付けに係る契約	受託弁済者は、受託弁済に係る求償権等
第十六條の二	貸金業者	受託弁済者及び当該受

第二十條第四項第一号	当該貸付けの契約に基づく	(当該貸付けの契約 償権等 保証等に係る求償権等	、当該保証等に係る求償権等
(同上)	(同上)	(同上)	(同上)

(受託弁済に係る求償権等を取得した受託弁済者について準用する法の規定の読替え)

第三條の九 法第二十四條の三第二項の規定において受託弁済に係る求償権等(同項に規定する受託弁済に係る求償権等をいう。第三條の十一において同じ。)を取得した場合における受託弁済者(同項に規定する受託弁済者をいう。)について法の規定を準用する場合における法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(同上)	(同上)	(同上)
第十六條の二第一項	貸金業者は、貸付けに係る契約	受託弁済者は、受託弁済に係る求償権等
第十六條の二	貸金業者	受託弁済者及び当該受

			第三項第一号						
			第十六条の二						
			第四項						
			貸金業者は、前三項						
			第一項若しくは第二項						
			の貸付けの契約の相手						
			方となろうとする者又は前項						
			得て、前三項						
			、貸金業者						
			(略)						
			第十七条第二項						
			貸金業者は、極度方式						
			基本契約を締結した						
			受託弁済者は、受託弁						
			済に係る求償権等（当						
			該受託弁済に係る求償						
			権等に係る貸付けに係						
			る契約が極度方式貸付						
			けに係るものに限る。						
			以下この項及び第五項						
			において同じ。）を取得						
			した						
			事項（第二号及び第三						
			号に掲げるものを除く						

			第一項第一号						
			第十六条の二						
			第二項						
			貸金業者は、当該保証						
			契約						
			、貸金業者						
			(同上)						
			第十七条第二項						
			貸金業者は、極度方式						
			基本契約を締結した						
			受託弁済者は、受託弁						
			済に係る求償権等（当						
			該受託弁済に係る求償						
			権等に係る貸付けに係						
			る契約が極度方式貸付						
			けに係るものに限る。						
			以下この項及び第五項						
			において同じ。）を取得						
			した						
			事項（第二号及び第三						
			号に掲げるものを除く						

第十八条第三項	(略)	(略)	貸金業者は、極度方式貸付けに係る契約又は当該契約の基本となる極度方式基本契約	承諾を得て	(略)	(略)	貸金業者は、極度方式貸付けに係る契約又は当該契約の基本となる極度方式基本契約	承諾を得て	前各項に規定する事項又は前項の内閣府令で定める書面に記載すべき	貸金業者	償権等に係る	第一項から第五項までに規定する	当該受託弁済者
									受託弁済者は、受託弁済に係る求償権等（当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約が極度方式貸付けに係るものに限る。）又は当該受託弁済に係る求償権等	承諾を得て（当該受託弁済者に弁済を委託した貸金業者が既に当該弁済をした者の承諾を得ている場合にあつて			

第十八条第三項	(同上)	(同上)	貸金業者は、極度方式貸付けに係る契約	承諾を得て	(同上)	(同上)	貸金業者は、極度方式貸付けに係る契約	承諾を得て	前各項に規定する事項又は前項の内閣府令で定める書面に記載すべき	貸金業者	償権等に係る	第一項から第五項までに規定する	当該受託弁済者
									受託弁済者は、受託弁済に係る求償権等（当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約が極度方式貸付けに係るものであつて	承諾を得て（当該受託弁済者に弁済を委託した貸金業者が既に当該弁済をした者の承諾を得ている場合にあつて			

		第十八条第四 項			
貸金業者	得て	貸金業者は、第一項	貸金業者	その者に	
、当該受託弁済者	得て（当該受託弁済者に弁済を委託した貸金業者が既に当該弁済をした者の承諾を得ている場合にあつては、内閣府令で定める手続を経、又は当該弁済をした者の承諾を得て）	受託弁済者は、第一項	、当該受託弁済者	当該弁済をした者に	は、内閣府令で定める手続を経、又は当該弁済をした者の承諾を得て）

		第十八条第四 項			
貸金業者	得て	債権	貸金業者は、貸付けの契約のうち、	その者に	
、当該受託弁済者	得て（当該受託弁済者に弁済を委託した貸金業者が既に当該弁済をした者の承諾を得ている場合にあつては、内閣府令で定める手続を経、又は当該弁済をした者の承諾を得て）	債権等	、当該受託弁済に係る求償権等に係る	当該弁済をした者に	は、内閣府令で定める手続を経、又は当該弁済をした者の承諾を得て）
			受託弁済者は、受託弁済に係る求償権等に係る貸付けの契約のうち	、当該受託弁済者	

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
第二十条第一 項	貸金業を営む者は、貸 付けの契約 貸付けの契約に基づく 償権等に係る	受託弁済者は、受託弁 済に係る求償権等	第二十条第二 項	貸金業を営む者は、貸 付けの契約	受託弁済者は、受託弁 済に係る求償権等	第二十条第三 項	貸金業者は、貸付けの 契約 (当該貸付けの契約 等に係る)	受託弁済者は、当該受 託弁済に係る求償権等	第二十条第三 項 第一号	当該貸付けの契約に基 づく 受託弁済に係る求償権 等に係る

(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	
第二十条第一 項	貸金業を営む者は、次 の各号のいずれかに該 当する契約については 貸付けの契約に基づく 償権等に係る	受託弁済者は、受託弁 済に係る求償権等に係 る貸付けの契約が次の 各号のいずれかに該当 する場合には	第二十条第二 項及び第三項	貸金業を営む者は、貸 付けの契約又は 貸付けに係る契約又は 償権等に係る貸付けに 係る契約又は	受託弁済者は、受託弁 済に係る求償権等	第二十条第四 項	貸金業者は、貸付けの 契約 (当該貸付けの契約 等に係る)	受託弁済者は、当該受 託弁済に係る求償権等	第二十条第四 項 第一号	当該貸付けの契約に基 づく 受託弁済に係る求償権 等に係る

(保証等に係る求償権等を譲り受けた者について準用する法の規定の読替え)

第三条の十 法第二十四条の四第二項の規定において保証等に係る求償権等の譲渡があつた場合における当該保証等に係る求償権等を譲り受けた者について法の規定を準用する場合における法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	(略)	読み替えられる字句	読み替える字句
第十六条の二第三項	(略)	貸金業者は、貸付けに係る契約	保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、当該保証等に係る求償権等
第十六条の二第三項第一号	貸金業者	保証等に係る求償権等を譲り受けた者、当該保証等に係る求償権等取得した保証業者及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業者	

(保証等に係る求償権等を譲り受けた者について準用する法の規定の読替え)

第三条の十 法第二十四条の四第二項の規定において保証等に係る求償権等の譲渡があつた場合における当該保証等に係る求償権等を譲り受けた者について法の規定を準用する場合における法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	(同上)	読み替えられる字句	読み替える字句
第十六条の二第一項	(同上)	貸金業者は、貸付けに係る契約	保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、当該保証等に係る求償権等
第十六条の二第一項第一号	貸金業者	保証等に係る求償権等を譲り受けた者、当該保証等に係る求償権等取得した保証業者(第二十四条の二第一項に規定する保証業者をいう。第十七条第一項第一号及び第十八条第一項第一号において同	

第十七条第二項	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	第十六条の二 第四項	貸金業者は、前三項 第一項若しくは第二項 の貸付けの契約の相手 方となろうとする者又 は前項 得て、前三項 、貸金業者	保証等に係る求償権等 を譲り受けた者は、前 項 同項	
---------	-----	-----	-----	-----	-----	---------------	---	-------------------------------------	--

第十七条第二項	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	第十六条の二 第二項	貸金業者は、当該保証 契約 、貸金業者	保証等に係る求償権等 を譲り受けた者は、当 該保証等に係る求償権 等についての保証契約 、当該保証等に係る求 償権等を譲り受けた者	じ。及び当該保証等に 係る求償権等に係る貸 付けに係る契約を締結 した貸金業者
---------	------	------	------	------	------	---------------	---------------------------	--	--

第十七条第七項	(略)						
	内閣府令で定める書面	貸金業者は、第一項	当該相手方	その相手方	その極度方式基本契約	事項に	
書面の交付又は前項の	書面の交付	保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、第一項	当該債務者	当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の債務者	当該保証等に係る求償権等に係る極度方式基本契約	事項(第二号及び第三号に掲げるものを除く)に	項において同じ。)を譲り受けた者は、当該保証等に係る求償権等を譲り受けた

第十七条第七項	(同上)						
	内閣府令で定める書面	貸金業者は、貸付け		その相手方	その極度方式基本契約	事項に	
書面の交付又は前項の	書面の交付	保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、当該保証等に係る求償権等に係る貸付け		当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の債務者	当該保証等に係る求償権等に係る極度方式基本契約	事項(第二号及び第三号に掲げるものを除く)に	項において同じ。)を譲り受けた者は、当該保証等に係る求償権等を譲り受けた

第十八条第三項	(略)				
	(略)	貸金業者は、極度方式貸付けに係る契約又は当該契約の基本となる極度方式基本契約	貸金業者	前各項に規定する事項又は前項の内閣府令で定める書面に記載すべき	当該 の交付 の交付若しくは同項の規定により第一項前段若しくは第四項前段の規定による書面の交付に代えて交付する書面の交付
	(略)	保証等に係る求償権等(当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約が極度方式貸付けに係るものに限る)を譲り受けた者は、	、当該保証等に係る求償権等を譲り受けた者	第一項から第五項までに規定する	当該保証等に係る求償権等に係る

第十八条第三項	(同上)				
	(同上)	貸金業者は、極度方式貸付けに係る契約(貸金業者	前各項に規定する事項又は前項の内閣府令で定める書面に記載すべき	当該 の交付若しくは同項の規定により第一項若しくは第四項の規定による書面の交付に代えて交付する書面の交付
	(同上)	保証等に係る求償権等(当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約が極度方式貸付けに係るものであつて、	、当該保証等に係る求償権等を譲り受けた者	第一項から第五項までに規定する	当該保証等に係る求償権等に係る

第十八条第四 項					
貸金業者は、第一項	、貸金業者	その者に		承諾を得て	
第一項 を譲り受けた者は、第	保証等に係る求償権等	償権等を譲り受けた者	当該弁済をした者に	承諾を得て（当該保証 等に係る求償権等を譲 渡した者又は当該保証 等に係る求償権等に係 る貸付けに係る契約を 締結した貸金業者が既 に当該弁済をした者の 承諾を得ている場合に あつては、内閣府令で 定める手続を経、又は 当該弁済をした者の承 諾を得て）	当該保証等に係る求償 権等又は当該保証等に 係る求償権等

第十八条第四 項					
貸金業者は、貸付けの 契約のうち、	、貸金業者	その者に		承諾を得て	又は当該契約の基本と なる極度方式基本契約
該保証等に係る求償権	保証等に係る求償権等	償権等を譲り受けた者	当該弁済をした者に	承諾を得て（当該保証 等に係る求償権等を譲 渡した者又は当該保証 等に係る求償権等に係 る貸付けに係る契約を 締結した貸金業者が既 に当該弁済をした者の 承諾を得ている場合に あつては、内閣府令で 定める手続を経、又は 当該弁済をした者の承 諾を得て）	を譲り受けた者は、当 該保証等に係る求償権 等又は当該保証等に係 る求償権等

第二十条第一	(略)			
貸金業を営む者は、貸	(略)	貸金業者	得て	
保証等に係る求償権等	(略)	、当該保証等に係る求償権等を譲り受けた者	得て（当該保証等に係る求償権等を譲渡した者又は当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業者が既に当該貸金業者が既に当該弁済をした者の承諾を得ている場合にあつては、内閣府令で定める手続を経、又は当該弁済をした者の承諾を得て）	

第二十条第一	(同上)			
貸金業を営む者は、次	(同上)	貸金業者	得て	債権
保証等に係る求償権等	(同上)	、当該保証等に係る求償権等を譲り受けた者	得て（当該保証等に係る求償権等を譲渡した者又は当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業者が既に当該弁済をした者の承諾を得ている場合にあつては、内閣府令で定める手続を経、又は当該弁済をした者の承諾を得て）	等に係る貸付けの契約のうち、当該保証等に係る求償権等に係る当該保証等に係る求償権等

項 第二十條第二	貸金業を営む者は、貸付けの契約	貸金業者は、貸付けの契約	(当該貸付けの契約)	項 第二十條第三	項 第二十條第三	項 第二十條第三	付けの契約	を譲り受けた者は、当該保証等に係る求償権等
							貸付けの契約に基づく	当該保証等に係る求償権等に係る
項 第二十條第三	貸金業者は、貸付けの契約	貸金業者は、貸付けの契約	(当該貸付けの契約)	項 第二十條第三	項 第二十條第三	項 第二十條第三	付けの契約	を譲り受けた者は、当該保証等に係る求償権等
							貸付けの契約に基づく	当該保証等に係る求償権等に係る
項 第二十條第三	貸金業者は、貸付けの契約	貸金業者は、貸付けの契約	(当該貸付けの契約)	項 第二十條第三	項 第二十條第三	項 第二十條第三	付けの契約	を譲り受けた者は、当該保証等に係る求償権等
							貸付けの契約に基づく	当該保証等に係る求償権等に係る

項 第二十條第二	貸金業を営む者は、貸付けの契約	貸金業者は、貸付けの契約	(当該貸付けの契約)	項 第二十條第四	項 第二十條第四	項 第二十條第四	の各号のいずれかに該当する契約については	を譲り受けた者は、当該保証等に係る求償権等
							貸付けの契約又は	当該保証等に係る求償権等に係る貸付けの契約が次の各号のいずれかに該当する場合には
項 第二十條第二	貸金業を営む者は、貸付けの契約	貸金業者は、貸付けの契約	(当該貸付けの契約)	項 第二十條第四	項 第二十條第四	項 第二十條第四	貸付けに係る契約又は	当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約又は
							貸付けの契約に基づく	当該保証等に係る求償権等に係る
項 第二十條第二	貸金業を営む者は、貸付けの契約	貸金業者は、貸付けの契約	(当該貸付けの契約)	項 第二十條第四	項 第二十條第四	項 第二十條第四	貸付けに係る契約又は	当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約又は
							貸付けの契約に基づく	当該保証等に係る求償権等に係る
項 第二十條第二	貸金業を営む者は、貸付けの契約	貸金業者は、貸付けの契約	(当該貸付けの契約)	項 第二十條第四	項 第二十條第四	項 第二十條第四	貸付けに係る契約又は	当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約又は
							貸付けの契約に基づく	当該保証等に係る求償権等に係る

(略)

(略)

(略)

(受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者について準用する法の規定の読替え)

第三条の十一 法第二十四条の五第二項の規定において受託弁済に係る求償権等の譲渡があつた場合における当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者について法の規定を準用する場合における法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第十六条の二 第三項	貸金業者は、貸付に係る契約	受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、当該受託弁済に係る求償権等
第十六条の二 第三項第一号	貸金業者	受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者、受託弁済者(第二十四条の三第二項に規定する受託弁済者をいう。第十七条及び第十八条において同じ。)及び当該

(同上)

(同上)

(同上)

(受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者について準用する法の規定の読替え)

第三条の十一 法第二十四条の五第二項の規定において受託弁済に係る求償権等の譲渡があつた場合における当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者について法の規定を準用する場合における法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(同上)	(同上)	(同上)
第十六条の二 第一項	貸金業者は、貸付に係る契約	受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、当該受託弁済に係る求償権等
第十六条の二 第一項第一号	貸金業者	受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者、受託弁済者(第二十四条の三第二項に規定する受託弁済者をいう。第十七条及び第十八条において同じ。)及び当該

第十七条第二項	(略)	(略)	第十六条の二 第四項	貸金業者は、前三項	受託弁済に係る求償権 等(当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付 けに係る契約が極度方 式貸付けに係るもの に限る。以下この項及び 第五項において同じ。	第一項若しくは第二項 の貸付けの契約の相手 方となろうとする者又 は前項	貸金業者は、当該保証 契約	受託弁済に係る求償権 等を譲り受けた者は、 前項	受託弁済者に弁済を委 託した貸金業者	貸金業者は、極度方式 基本契約を締結した	受託弁済に係る求償権 等(当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付 けに係る契約が極度方 式貸付けに係るもの に限る。以下この項及び 第五項において同じ。
---------	-----	-----	---------------	-----------	--	---	------------------	--------------------------------	-----------------------	-------------------------	--

第十七条第二項	(同上)	(同上)	第十六条の二 第二項	貸金業者は、当該保証 契約	受託弁済に係る求償権 等(当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付 けに係る契約が極度方 式貸付けに係るもの に限る。以下この項及び 第五項において同じ。	貸金業者	貸金業者は、当該保証 契約	受託弁済に係る求償権 等を譲り受けた者は、 当該受託弁済に係る求 償権等についての保証 契約	受託弁済者に弁済を委 託した貸金業者	貸金業者は、極度方式 基本契約を締結した	受託弁済に係る求償権 等(当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付 けに係る契約が極度方 式貸付けに係るもの に限る。以下この項及び 第五項において同じ。
---------	------	------	---------------	------------------	--	------	------------------	--	-----------------------	-------------------------	--

第十七条第七項	(略)	(略)	貸金業者は、第一項	受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、第一項	(略)	当該債務者	当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の債務者	その相手方	当該受託弁済に係る求償権等に係る極度方式基本契約	事項に)	当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた

第十七条第七項	(同上)	(同上)	貸金業者は、貸付け	受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付け	(同上)	当該債務者	当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の債務者	その相手方	当該受託弁済に係る求償権等に係る極度方式基本契約	事項に)	当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた

第十八条第三項	(略)			
	(略)	規定により第一項前段若しくは第四項前段の規定による書面の交付に代えて交付する書面の交付	当該	前各項に規定する事項又は前項の内閣府令で定める書面に記載すべき
	貸金業者は、極度方式貸付けに係る契約又は当該契約の基本となる極度方式基本契約	受託弁済に係る求償権等(当該受託弁済に係る求償権に係る貸付けに係る契約が極度方式貸付けに係るものに限る。)を譲り受けた者	、当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者	第一項から第五項までに規定する

第十八条第三項	(同上)			
	(同上)	規定により第一項若しくは第四項の規定による書面の交付に代えて交付する書面の交付	当該	前各項に規定する事項又は前項の内閣府令で定める書面に記載すべき
	貸金業者は、極度方式貸付けに係る契約	受託弁済に係る求償権等(当該受託弁済に係る求償権に係る貸付けに係る契約が極度方式貸付けに係るものであつて、	、当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者	第一項から第五項までに規定する

第十八条第四 項				
貸金業者は、第一項	、貸金業者	その者に	承諾を得て	
第一項 等を譲り受けた者は、 受託弁済に係る求償権	者 、当該受託弁済に係る 求償権等を譲り受けた	者 当該弁済をした者に	承諾を得て（当該受託 弁済に係る求償権等を 譲渡した者又は受託弁 済者に弁済を委託した 貸金業者が既に当該弁 済をした者の承諾を得 ている場合にあつては 、内閣府令で定める手 続を経、又は当該弁済 をした者の承諾を得て	は、当該受託弁済に係 る求償権等又は当該受 託弁済に係る求償権等

第十八条第四 項				
貸金業者は、貸付けの 契約のうち、	、貸金業者	その者に	承諾を得て	又は当該契約の基本と なる極度方式基本契約
当該受託弁済に係る求 等を譲り受けた者は、 受託弁済に係る求償権	者 、当該受託弁済に係る 求償権等を譲り受けた	者 当該弁済をした者に	承諾を得て（当該受託 弁済に係る求償権等を 譲渡した者又は受託弁 済者に弁済を委託した 貸金業者が既に当該弁 済をした者の承諾を得 ている場合にあつては 、内閣府令で定める手 続を経、又は当該弁済 をした者の承諾を得て	を譲り受けた者は、当 該受託弁済に係る求償 権等又は当該受託弁済 に係る求償権等

第二十条第一	(略)			
貸金業を営む者は、貸	(略)	、貸金業者	得て	
受託弁済に係る求償権	(略)	、当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者	得て（当該受託弁済に係る求償権等を譲渡した者又は受託弁済者に弁済を委託した貸金業者が既に当該弁済をした者の承諾を得ている場合にあつては、内閣府令で定める手続を経、又は当該弁済をした者の承諾を得て）	

第二十条第一	(同上)			
貸金業を営む者は、次	(同上)	、貸金業者	得て	債権
受託弁済に係る求償権	(同上)	、当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者	得て（当該受託弁済に係る求償権等を譲渡した者又は受託弁済者に弁済を委託した貸金業者が既に当該弁済をした者の承諾を得ている場合にあつては、内閣府令で定める手続を経、又は当該弁済をした者の承諾を得て）	当該受託弁済に係る求償権等 債権等 に係る 債権等に係る貸付けの契約のうち、当該受託弁済に係る求償権等に係る

第二十條第三	第二十條第三	第二十條第二	項
當該貸付けの契約に基	（當該貸付けの契約 契約	貸金業者は、貸付けの	貸付けの契約に基づく
受託弁済に係る求償権	（當該受託弁済に係る求償権等	受託弁済に係る求償権等	當該受託弁済に係る求償権等
受託弁済に係る求償権	（當該受託弁済に係る求償権等	受託弁済に係る求償権等	當該受託弁済に係る求償権等

第二十條第四	第二十條第四	第二十條第二	第二十條第二	項
當該貸付けの契約に基	（當該貸付けの契約 契約	貸金業者は、貸付けの	貸金業者を営む者は、貸付けの契約	の各号のいずれかに該當する契約については
受託弁済に係る求償権	（當該受託弁済に係る求償権等	受託弁済に係る求償権等	當該受託弁済に係る求償権等	當該受託弁済に係る求償権等
受託弁済に係る求償権	（當該受託弁済に係る求償権等	受託弁済に係る求償権等	當該受託弁済に係る求償権等	當該受託弁済に係る求償権等

項第一号	づく	等に係る
(略)	(略)	(略)

(貸金業を営む者が債権を譲渡する場合等について準用する法の規定の読替え)

第三条の十二 法第二十四条の六の規定において貸金業を営む者（貸金業者を除く。以下この条において同じ。）が貸付けに係る契約に基づく債権を他人に譲渡する場合について法第二十四条第一項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十四条第一項	貸金業者は 貸金業者の 第十二条の七、第十六条の二第三項及び第四項、第十六条の三、第十七条（第六項を除く）、第十八条から第二	貸金業を営む者（貸金業者を除く。以下この項において同じ。）は 貸金業を営む者の 第二十四条の六において読み替えて準用する 第二十条第一項及び第二項、第二十条の二、第二十一条並びにこの

項第一号	づく	等に係る
(同上)	(同上)	(同上)

(貸金業を営む者が債権を譲渡する場合等について準用する法の規定の読替え)

第三条の十二 法第二十四条の六の規定において貸金業を営む者（貸金業者を除く。以下この条において同じ。）が貸付けに係る契約に基づく債権を他人に譲渡する場合について法第二十四条第一項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十四条第一項	貸金業者は 貸金業者の 第十二条の七、第十六条の二、第十六条の三、第十七条（第六項を除く）、第十八条から第二十二條まで、第二	貸金業を営む者（貸金業者を除く。以下この項において同じ。）は 貸金業を営む者の 第二十四条の六において読み替えて準用する 第二十条第一項から第三項まで、第二十条の二、第二十一条及びこの

<p>第二十条第一項</p>	<p>貸金業を営む者は、貸付けの契約</p>	<p>貸金業を営む者（貸金業者を除く。以下この条から第二十一条まで及び第二十四条第一項において同じ。）の貸付</p>	<p>読み替える法の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>	<p>2 法第二十四条の六の規定において貸金業を営む者の貸付けに係る契約に基づく債権の譲渡があつた場合における当該債権を譲り受けた者について法の規定を準用する場合における法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="782 257 1361 481"></td> <td data-bbox="782 481 1361 786"> <p>十二条まで、第二十四条の六の十並びにこの項の規定（<u>抵当証券法（昭和六年法律第十五号）第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権</u>については<u>第十六条の二第三項及び第四項並びに第十七条（第六項を除く。）の規定を除き、</u></p> </td> <td data-bbox="782 786 1361 1097"> <p>項の規定（</p> </td> </tr> </table>		<p>十二条まで、第二十四条の六の十並びにこの項の規定（<u>抵当証券法（昭和六年法律第十五号）第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権</u>については<u>第十六条の二第三項及び第四項並びに第十七条（第六項を除く。）の規定を除き、</u></p>	<p>項の規定（</p>
	<p>十二条まで、第二十四条の六の十並びにこの項の規定（<u>抵当証券法（昭和六年法律第十五号）第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権</u>については<u>第十六条の二第三項及び第四項並びに第十七条（第六項を除く。）の規定を除き、</u></p>	<p>項の規定（</p>							

<p>第二十条第一項</p>	<p>貸金業を営む者は、次の各号のいずれかに該当する契約については</p>	<p>貸金業を営む者（貸金業者を除く。以下この条から第二十一条まで及び第二十四条第一項において同じ。）の貸付</p>	<p>読み替える法の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>	<p>2 法第二十四条の六の規定において貸金業を営む者の貸付けに係る契約に基づく債権の譲渡があつた場合における当該債権を譲り受けた者について法の規定を準用する場合における法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="782 1160 1361 1384"></td> <td data-bbox="782 1384 1361 1688"> <p>十四条の六の十及びこの項の規定（<u>抵当証券法（昭和六年法律第十五号）第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権</u>については<u>第十六条の二及び第十七条（第六項を除く。）の規定を除き、</u></p> </td> <td data-bbox="782 1688 1361 2000"> <p>の項の規定（</p> </td> </tr> </table>		<p>十四条の六の十及びこの項の規定（<u>抵当証券法（昭和六年法律第十五号）第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権</u>については<u>第十六条の二及び第十七条（第六項を除く。）の規定を除き、</u></p>	<p>の項の規定（</p>
	<p>十四条の六の十及びこの項の規定（<u>抵当証券法（昭和六年法律第十五号）第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権</u>については<u>第十六条の二及び第十七条（第六項を除く。）の規定を除き、</u></p>	<p>の項の規定（</p>							

第二十四条第一項	(略)	貸金業者は、貸付けに係る契約に基づく	貸金業者の	(略)	貸金業者を営む者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は、当該	貸金業者を営む者の	第二十条第二項	貸金業を営む者は、貸付けの契約	貸金業を営む者は、貸付けの契約	貸金業を営む者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は、当該債権に係る貸付けの契約に基づく債権	貸金業を営む者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は、当該債権に係る貸付けの契約	貸金業を営む者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は、当該債権に係る貸付けの契約
							貸金業を営む者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は、当該	貸金業を営む者の	貸金業を営む者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は、当該	貸金業を営む者の	貸金業を営む者の	貸金業を営む者の

第二十四条第一項	(同上)	貸金業者は、貸付けに係る契約に基づく	貸金業者の	(同上)	貸金業を営む者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は、当該	貸金業者を営む者の	第二十条第二項及び第三項	貸金業を営む者は、貸付けの契約	貸付けに係る契約又は貸付けの契約	貸付けに係る契約又は貸付けの契約	貸金業を営む者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は、当該債権に係る貸付けの契約又は	貸金業を営む者の貸付けに係る契約又は	貸金業を営む者の貸付けに係る契約又は
							貸金業を営む者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は、当該	貸金業を営む者の	貸金業を営む者の	貸金業を営む者の	貸金業を営む者の	貸金業を営む者の	

<p>読み替える法の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>						
<p>3 法第二十四条の六の規定において貸金業を営む者が保証業者と貸付けに係る契約について保証契約を締結する場合について法第二十四条の二第一項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>								
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="518 224 1037 481"></td> <td data-bbox="518 481 1037 784"> <p>第十二条の七、第十六条の二第三項及び第四項、第十六条の三、第十七条（第六項を除く）、第十八条から第二十二条まで、第二十四条の六の十並びにこの項の規定（<u>抵当証券法（昭和六年法律第十五号）第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権については</u>第十六条の二第三項及び第四項並びに第十七条（第六項を除く。）の規定を除き、</p> </td> <td data-bbox="518 784 1037 1097"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1037 224 1361 481"></td> <td data-bbox="1037 481 1361 784"></td> <td data-bbox="1037 784 1361 1097"> <p>第二十四条の六において読み替えて準用する第二十条第一項及び第二項、第二十条の二、第二十一条並びにこの項の規定（</p> </td> </tr> </table>				<p>第十二条の七、第十六条の二第三項及び第四項、第十六条の三、第十七条（第六項を除く）、第十八条から第二十二条まで、第二十四条の六の十並びにこの項の規定（<u>抵当証券法（昭和六年法律第十五号）第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権については</u>第十六条の二第三項及び第四項並びに第十七条（第六項を除く。）の規定を除き、</p>				<p>第二十四条の六において読み替えて準用する第二十条第一項及び第二項、第二十条の二、第二十一条並びにこの項の規定（</p>
	<p>第十二条の七、第十六条の二第三項及び第四項、第十六条の三、第十七条（第六項を除く）、第十八条から第二十二条まで、第二十四条の六の十並びにこの項の規定（<u>抵当証券法（昭和六年法律第十五号）第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権については</u>第十六条の二第三項及び第四項並びに第十七条（第六項を除く。）の規定を除き、</p>							
		<p>第二十四条の六において読み替えて準用する第二十条第一項及び第二項、第二十条の二、第二十一条並びにこの項の規定（</p>						

<p>読み替える法の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>						
<p>3 法第二十四条の六の規定において貸金業を営む者が保証業者と貸付けに係る契約について保証契約を締結する場合について法第二十四条の二第一項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>								
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="518 1120 1037 1377"></td> <td data-bbox="518 1377 1037 1680"> <p>第十二条の七、第十六条の二、第十六条の三、第十七条（第六項を除く）、第十八条から第二十二条まで、第二十四条の六の十及びこの項の規定（<u>抵当証券法（昭和六年法律第十五号）第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権については</u>第十六条の二及び第十七条（第六項を除く。）の規定を除き、</p> </td> <td data-bbox="518 1680 1037 2004"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1037 1120 1361 1377"></td> <td data-bbox="1037 1377 1361 1680"></td> <td data-bbox="1037 1680 1361 2004"> <p>第二十四条の六において読み替えて準用する第二十条第一項から第三項まで、第二十条の二、第二十一条及びこの項の規定（</p> </td> </tr> </table>				<p>第十二条の七、第十六条の二、第十六条の三、第十七条（第六項を除く）、第十八条から第二十二条まで、第二十四条の六の十及びこの項の規定（<u>抵当証券法（昭和六年法律第十五号）第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権については</u>第十六条の二及び第十七条（第六項を除く。）の規定を除き、</p>				<p>第二十四条の六において読み替えて準用する第二十条第一項から第三項まで、第二十条の二、第二十一条及びこの項の規定（</p>
	<p>第十二条の七、第十六条の二、第十六条の三、第十七条（第六項を除く）、第十八条から第二十二条まで、第二十四条の六の十及びこの項の規定（<u>抵当証券法（昭和六年法律第十五号）第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権については</u>第十六条の二及び第十七条（第六項を除く。）の規定を除き、</p>							
		<p>第二十四条の六において読み替えて準用する第二十条第一項から第三項まで、第二十条の二、第二十一条及びこの項の規定（</p>						

第二十四条の二第二項	貸金業者	貸金業を営む者（貸金業者を除く。）
	第十二条の七、第十六条の二第三項及び第四項、第十六条の三、第十七条（第六項を除く）、第十八条から第二十二条まで、第二十四条の四第一項並びに第二十四条の六の十の規定（ <u>抵当証券法第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権については</u> 第十六条の二第三項及び第四項並びに第十七条（第六項を除く。）の規定を除き	第二十四条の六において読み替えて準用する第二十条第一項及び第二項、第二十条の二、第二十一条並びに第二十四条の四第一項の規定（

4 法第二十四条の六の規定において保証業者が保証等に係る求償権等（同条に規定する保証等に係る求償権等をいう。第七項から第九項までにおいて同じ。）を取得した場合における当該保証等に係る求償権等を取得した保証業者について法の規定を準用する場合におけ

第二十四条の二第二項	貸金業者	貸金業を営む者（貸金業者を除く。）
	第十二条の七、第十六条の二、第十六条の三、第十七条（第六項を除く）、第十八条から第二十二条まで、第二十四条の四第一項及び第二十四条の六の十の規定（ <u>抵当証券法第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権については</u> 第十六条の二及び第十七条（第六項を除く。）の規定を除き、	第二十四条の六において読み替えて準用する第二十条第一項から第三項まで、第二十条の二、第二十一条及び第二十四条の四第一項の規定（

4 法第二十四条の六の規定において保証業者が保証等に係る求償権等（同条に規定する保証等に係る求償権等をいう。第七項から第九項までにおいて同じ。）を取得した場合における当該保証等に係る求償権等を取得した保証業者について法の規定を準用する場合におけ

る法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十条第一項	貸金業を営む者は、貸付けの契約	保証等に係る求償権等（第二十四条の六に規定する保証等に係る求償権をいう。以下この条から第二十一条までにおいて同じ。）を取 得した保証業者は、当該保証等に係る求償権等
	貸付けの契約に基づく	当該保証等に係る求償権等に係る

る法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十条第一項	貸金業を営む者は、次の各号のいずれかに該当する契約については	保証等に係る求償権等（第二十四条の六に規定する保証等に係る求償権をいう。以下この条から第二十一条までにおいて同じ。）を取 得した保証業者（第二十四条の二第一項に規定する保証業者をいう。以下この条から第二十一条までにおいて同じ。）は、当該保証等に係る求償権等に係る貸付けの契約が次の各号のいずれかに該当する場合には
	貸付けに係る契約又は	当該保証等に係る求償権等に係る
	貸付けの契約に基づく	当該保証等に係る求償権等に係る

第二十条第二項	貸金業を営む者は、貸付けの契約	保証等に係る求償権等 を取得した保証業者は、当該保証等に係る求償権等		5 法第二十四条の六の規定において貸金業を営む者が貸付けの契約に基づく債務の弁済を他人に委託する場合について法第二十四条の三第一項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。	読み替える法の規定	第二十四条の三第一項	貸金業者は	貸金業を営む者（貸金業者を除く。以下この項において同じ。）は	読み替えられる字句	読み替える字句
							貸金業者の	貸金業を営む者の	読み替えられる字句	読み替える字句
							第十二条の七、第十六条の二第三項及び第四項、第十六条の三、第十七条（第六項を除く	第二十四条の六において読み替えて準用する第二十条第一項及び第二項、第二十条の二、		

第二十条第二項及び第三項	貸金業を営む者は、貸付けの契約	保証等に係る求償権等 を取得した保証業者は、当該保証等に係る求償権等	権等に係る貸付けに係る契約又は	5 法第二十四条の六の規定において貸金業を営む者が貸付けの契約に基づく債務の弁済を他人に委託する場合について法第二十四条の三第一項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。	読み替える法の規定	第二十四条の三第一項	貸金業者は	貸金業を営む者（貸金業者を除く。以下この項において同じ。）は	読み替えられる字句	読み替える字句
							貸金業者の	貸金業を営む者の	読み替えられる字句	読み替える字句
							第十二条の七、第十六条の二、第十六条の三、第十七条（第六項を除く）、第十八条から	第二十四条の六において読み替えて準用する第二十条第一項から第三項まで、第二十条の		

項	第二十条第一	読み替える法の規定	読み替える字句	読み替える字句	<p>6 法第二十四条の六の規定において受託弁済に係る求償権等（同条に規定する受託弁済に係る求償権等をいう。第九項及び第十項において同じ。）を取得した場合における弁済をした者について法の規定を準用する場合における法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>
	貸金業を営む者は、貸付けの契約	受託弁済者（第二十四条の六に規定する当該弁済をした者をいう。			

項	第二十条第一	読み替える法の規定	読み替える字句	読み替える字句	<p>6 法第二十四条の六の規定において受託弁済に係る求償権等（同条に規定する受託弁済に係る求償権等をいう。第九項及び第十項において同じ。）を取得した場合における弁済をした者について法の規定を準用する場合における法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>
	貸金業を営む者は、次の各号のいずれかに該当する契約については	受託弁済者（第二十四条の六に規定する当該弁済をした者をいう。			

(略)	第二十條第二項			
(略)	貸金業を営む者は、貸付けの契約	貸付けの契約に基づく		
(略)	受託弁済者は、受託弁済に係る求償権等	当該受託弁済に係る求償権等に係る	以下この条から第二十一条までにおいて同じ。	は、当該受託弁済者が弁済をした受託弁済に係る求償権等(第二十四条の六に規定する受託弁済に係る求償権等をいう。以下この条から第二十一条までにおいて同じ。)

(同上)	第二十條第二項及び第三項			
(同上)	貸金業を営む者は、貸付けの契約	貸付けに係る契約又は貸付けの契約に基づく		
(同上)	受託弁済者は、受託弁済に係る求償権等	受託弁済者は、受託弁済に係る契約又は当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約又は	当該受託弁済に係る求償権等に係る	以下この条から第二十一条までにおいて同じ。

7 法第二十四条の六の規定において保証業者が保証等に係る求償権等を他人に譲渡する場合について法第二十四条の四第一項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	第二十四条の四第一項	読み替えられる字句		貸金業者	第十二条の七、第十六条の二第三項及び第四項、第十六条の三、第十七条（第六項を除く）、第十八条から第二十二條まで、第二十四条の六の十並びにこの項の規定（ <u>抵当証券法</u> 第一条第一項に規定する <u>抵当証券</u> に記載され
読み替える法の規定	第二十四条の四第一項	読み替えられる字句	、保証等に係る求償権等（第二十四条の六に規定する保証等に係る求償権等をいう。）	貸金業を営む者（貸金業者を除く。）	同条において読み替えて準用する第二十条第一項及び第二項、第二十一条の二、第二十一条並びにこの項の規定（

7 法第二十四条の六の規定において保証業者が保証等に係る求償権等を他人に譲渡する場合について法第二十四条の四第一項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	第二十四条の四第一項	読み替えられる字句		貸金業者	第十二条の七、第十六条の二、第十六条の三、第十七条（第六項を除く）、第十八条から第二十二條まで、第二十四条の六の十及びこの項の規定（ <u>抵当証券法</u> 第一条第一項に規定する <u>抵当証券</u> に記載された債権については第
読み替える法の規定	第二十四条の四第一項	読み替えられる字句	、保証等に係る求償権等（第二十四条の六に規定する保証等に係る求償権等をいう。）	貸金業を営む者（貸金業者を除く。）	同条において読み替えて準用する第二十条第一項から第三項まで、第二十条の二、第二十一条及びこの項の規定（

		<p>8 法第二十四条の六の規定において保証等に係る求償権等の譲渡があつた場合における保証契約に係る求償権等を譲り受けた者については法の規定を準用する場合における法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>	
	<p>た債権については第十 六条の二第三項及び第 四項並びに第十七条（ 第六項を除く。）の規定 を除き、</p>		
<p>読み替える法 の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>	<p>第二十条第一 項 貸金業を営む者は、貸 付けの契約</p>
<p>貸付けの契約に基づく</p>		<p>保証等に係る求償権等 （第二十四条の六に規 定する保証等に係る求 償権等をいう。以下こ の条から第二十一条ま で及び第二十四条の四 第一項において同じ。 ）を譲り受けた者は、 当該保証等に係る求償 権等</p>	<p>当該保証等に係る求償 権等</p>

		<p>8 法第二十四条の六の規定において保証等に係る求償権等の譲渡があつた場合における保証契約に係る求償権等を譲り受けた者については法の規定を準用する場合における法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>	
	<p>十六条の二及び第十七 条（第六項を除く。）の 規定を除き、</p>		
<p>読み替える法 の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>	<p>第二十条第一 項 貸金業を営む者は、次 の各号のいずれかに該 当する契約については</p>
		<p>保証等に係る求償権等 （第二十四条の六に規 定する保証等に係る求 償権等をいう。以下こ の条から第二十一条ま で及び第二十四条の四 第一項において同じ。 ）を譲り受けた者は、 当該保証等に係る求償 権等に係る貸付けの契 約が次の各号のいずれ</p>	

<p>第二十四条の五 第一項</p>	<p>読み替える法の規定</p>	<p>十二条まで、第二十四条の六の十並びにこの項の規定（<u>抵当証券法</u>第一条第一項に規定する<u>抵当証券</u>に記載された債権については<u>第十条</u>の二<u>第三項</u>及び<u>第十四項並びに第十七条</u>（<u>第六項</u>を除く。）の規定を除き、</p>	<p>受託弁済者は、受託弁済に係る求償権等</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>項の規定（</p>
<p>9 法第二十四条の六の規定において貸金業を営む者の委託を受けて当該貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債務の弁済をした者が受託弁済に係る求償権等（保証業者が取得した当該貸付けの契約に係る保証等に係る求償権等を除く。）を他人に譲渡する場合について法第二十四条の五第一項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>					

<p>第二十四条の五 第一項</p>	<p>読み替える法の規定</p>	<p>十四条の六の十及びこの項の規定（<u>抵当証券法</u>第一条第一項に規定する<u>抵当証券</u>に記載された債権については<u>第十二条</u>の二及び<u>第十三条</u>（<u>第六項</u>を除く。）の規定を除き、</p>	<p>受託弁済者は、受託弁済に係る求償権等</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>の項の規定（</p>
<p>9 法第二十四条の六の規定において貸金業を営む者の委託を受けて当該貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債務の弁済をした者が受託弁済に係る求償権等（保証業者が取得した当該貸付けの契約に係る保証等に係る求償権等を除く。）を他人に譲渡する場合について法第二十四条の五第一項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>					

10 法第二十四条の六の規定において受託弁済に係る求償権等の譲

	<p>第十二条の七、第十六条の二、第三項及び第四項、第十六条の三、第十七条（第六項を除く）、第十八条から第二十二條まで、第二十四条の六の十並びにこの項の規定（<u>抵当証券法</u>第一条第一項に規定する<u>抵当証券</u>に記載された債権については<u>第十</u><u>六</u><u>条</u>の二、<u>第三</u><u>項</u>及び<u>第四</u><u>項</u>並びに<u>第十七</u><u>条</u>（<u>第六</u><u>項</u>を除く。）の規定を除き、</p>	<p>貸金業者</p>	<p>受託弁済に係る求償権等（同条に規定する受託弁済に係る求償権等をいう。）</p> <p>貸金業を営む者（貸金業者を除く。）</p> <p>同条において読み替えて準用する<u>第二十</u><u>条</u>第一項及び<u>第二</u><u>項</u>、<u>第二</u><u>十</u><u>条</u>の二、<u>第二</u><u>十</u><u>一</u><u>条</u>並びにこの項の規定（</p>
--	---	-------------	--

10 法第二十四条の六の規定において受託弁済に係る求償権等の譲

	<p>第十二条の七、第十六条の二、第十六条の三、第十七条（第六項を除く）、第十八条から第二十二條まで、第二十四條の六の十及びこの項の規定（<u>抵当証券法</u>第一条第一項に規定する<u>抵当証券</u>に記載された債権については<u>第十</u><u>六</u><u>条</u>の二及び<u>第十七</u><u>条</u>（<u>第六</u><u>項</u>を除く。）の規定を除き、</p>	<p>貸金業者</p>	<p>受託弁済に係る求償権等（同条に規定する受託弁済に係る求償権等をいう。）</p> <p>貸金業を営む者（貸金業者を除く。）</p> <p>同条において読み替えて準用する<u>第二十</u><u>条</u>第一項から<u>第三</u><u>項</u>まで、<u>第二十</u><u>条</u>の二、<u>第二十</u><u>一</u><u>条</u>及びこの項の規定（</p>
--	---	-------------	---

渡があつた場合における当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者について法の規定を準用する場合における法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十条第一項	貸金業を営む者は、貸付けの契約	受託弁済に係る求償権等（第二十四条の六に規定する受託弁済に係る求償権等をいい、保証業者が取得した保証等に係る求償権等（同条に規定する保証等に係る求償権等をいう。）を除く。以下この条から第二十一条まで及び第二十四条の五第一項において同じ。）を譲り受けた者は、当該受託弁済に係る求償権等
貸付けの契約に基づく	当該受託弁済に係る求償権等に係る	

渡があつた場合における当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者について法の規定を準用する場合における法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十条第一項	貸金業を営む者は、次の各号のいずれかに該当する契約については	受託弁済に係る求償権等（第二十四条の六に規定する受託弁済に係る求償権等をいい、保証業者（第二十四条の二第一項に規定する保証業者をいう。）が取得した保証等に係る求償権等（第二十四条の六に規定する保証等に係る求償権等をいう。）を除く。以下この条から第二十一条まで及び第二十四条の五第一項において同じ。）を譲り受けた者は、当該受託弁済に係る求償権等に係る

	<p>十七条（第六項を除く。）、第十八条から第二十二條まで、第二十四條の六の十並びにこの項の規定（<u>抵当証券法第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権については第十</u>六條の二、<u>第三項及び第四項並びに第十七條（第六項を除く。）の規定を除き、</u></p>	<p>十條の二、第二十一條並びにこの項の規定（</p>
--	--	-----------------------------

（すべての貸金業者のうちに協会の占める割合の最低限度）
 第四条 法第三十七條第二項の政令で定める割合は、百分の五十とする。

（財務局長等への権限の委任）

第六条 法第四十五條第一項の規定により金融庁長官に委任された権限（以下「長官権限」という。）のうち、法第二章の規定による権限は、貸金業者（法第三條第一項の登録を受けようとする者を含む。）の主たる営業所又は事務所（次項及び第三項において「主た

	<p>除く。）、第十八條から第二十二條まで、第二十四條の六の十及びこの項の規定（<u>抵当証券法第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権については第十</u>六條の二及び第十七條（<u>第六項を除く。</u>）の規定を除き、</p>	<p>第二十條の二、第二十一條及びこの項の規定（</p>
--	---	------------------------------

（すべての貸金業者のうちに協会の占める割合の最低限度）
 第四条 法第三十七條第二項の政令で定める割合は、百分の十五とする。

（財務局長等への権限の委任）

第六条 法第四十五條第一項の規定により金融庁長官に委任された権限（以下「長官権限」という。）のうち、法第二章の規定による権限（法第十二條の三第十項の規定による指定の権限を除く。）は、貸金業者（法第三條第一項の登録を受けようとする者を含む。）の

る営業所等」という。)の所在地を管轄する財務局長(これらの所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、法第二十四条の六の十第一項又は第二項の規定による報告の徴収及び同条第三項又は第四項の規定による立入検査の権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

2
15 (略)

主たる営業所又は事務所(次項及び第三項において「主たる営業所等」という。)の所在地を管轄する財務局長(これらの所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、法第二十四条の六の十第一項又は第二項の規定による報告の徴収及び同条第三項又は第四項の規定による立入検査の権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

2
15 (略)